

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨		
懸念・課題	使途の納得感	使途のコントロール方法について	財政状況により、既存事業に充当できる一般財源が足りなくなった場合に、そこに宿泊税を充当することができないという制限をかけると困るということで、今まで一般財源を充てていた事業にも宿泊税を充当することがありうるという見解かと思う。 これについて、行政が恣意的に判断しないよう、制度上の制約を設けられないかと考えている。例えば、ある既存の観光関連施設に対し、行政が一般財源を充当せずに宿泊税を充当するために、あえて一旦「廃止」を決定するようなケースが懸念される。	ご意見については、宿泊税活用会議がチェック機能を果たすものと考えています。
懸念・課題	使途の納得感	宿泊税充当事業を偏らないようにするための対策について	使途の分類について、ハード事業、ソフト事業というように分かれているが、境目があやふやなものも出てくるのではないかと。また、町が行う事業と、まちづくり機構が行う事業というもの、どうすみ分けるか難しいものもあるかもしれない。 今後、そのような区分がどんどん複雑になってくるのであれば、違う分類の仕方をしてよいのではないかと思う。たとえば、エリアに使うとか、夏の事業・冬の事業に使うとか、そのような分類も考えられる。	具体的な使途を決定する際、個別の事業がどの分類にあてはまるのかについては、宿泊税活用会議等で検証し、判断することを想定しています。また、現在ご提示している分類案は、実施主体(湯沢町観光まちづくり機構や町)及びその他の基金積立に係る宿泊税の充当事業について示していますが、これとは別の適当な分類案があれば、検討に加えていただきたいと思います。
懸念・課題	宿泊税制度の継続的な見直し	導入後の見直しについて	宿泊税を導入した後でも、もし宿泊税が納得された使い方をされなければ、その時に廃止すればいいのではないかと。	導入後も、一定期間ごとに制度の効果や使途、事業者負担を検証し、必要に応じて見直し、場合によっては制度のあり方そのものを再検討できる仕組みを条例または附則等に盛り込むことが望ましいと考えます。
懸念・課題	透明性の確保	宿泊税活用会議の詳細について	宿泊税活用会議の存在が様々な論点において鍵になると感じている。第3回検討委員会では、その詳細を詰めることが求められる。	宿泊税活用会議は、透明性を高めるために重要な仕組みだと認識しています。今回は、宿泊税の使途や制度設計の議論を優先したため、第4回目以降の検討委員会で、より具体的な案を示し検討いただきます。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨		
懸念・課題	入湯税に対する意見	ごみ処理施設の整備の財源について	入湯税の按分割合については、環境衛生施設整備など今後南魚沼市と一緒にやっていく事業費が増えていくことも踏まえて考えた方がいいと思う。特にごみ処理施設の整備費については、温泉を使っていない宿泊事業者もいる中で入湯税がそこに充当されているので、入湯税を徴収している事業者からしたら不公平と感じると思う。よって、むしろ環境衛生施設整備費に宿泊税を充当した方が公平なのではないかと思う。	宿泊税は観光まちづくりの財源として導入を検討しているため、環境衛生施設整備費に充当することは想定しておりません。また、入湯税を充てる費用については、特別徴収義務者等に広く納得いただけるよう検討する必要がありますが、税というのは納税者や徴収の便宜を図った者に、その対価として直接還元されるものではなく、社会全体のために必要な事業の財源となるものです。したがって、不公平感を解消しようとする際にも、その公平性を応益性と混同しないよう留意する必要があると考えます。
懸念・課題	入湯税に対する意見	宿泊税の導入に伴う入湯税の減額について	宿泊税を導入するのであれば、福岡市のように入湯税を減額すべきではないかと考えている。福岡市の他にも、検討に入っている市町村もあると聞く。	入湯税は地方税法に基づく法定目的税であり、温泉地特有の行政需要に対応するため、入湯行為に対して課されるものです。一方、現在導入を検討している宿泊税は観光まちづくりのための財源確保を目的として宿泊行為に課される法定外目的税であり、両者は課税目的・課税客体が異なる独立した税目です。 納税者が重複することが多いですが、入湯行為と宿泊行為それぞれに対価を支払う担税力が存在する以上、負担の大きさが過大であるとは言えないと考えます。 また、法定目的税を減額して別の法定外目的税を導入することは、観光まちづくりのための財源の涵養という宿泊税の趣旨にも適合しません。 他の自治体において入湯税を調整した例はありますが、それは制度的な必然ではなく、政策判断によるものだと考えられ、入湯税と宿泊税が代替関係にあることを意味するものではありません。もし、当町においても政策判断により入湯税を減額するとするならば、減額が必要な合理的理由が必要になると考えられます。
懸念・課題	入湯税に対する意見	入湯税と一般財源のすみ分けについて	基盤整備に入湯税をあてる考え方はありえるかと思う。一方で、入湯税だけでなく一般財源との大まかな棲み分けも必要ではないか。	第二回検討委員会にて事務局からお示した案においては、入湯税を充当する事業にせよ、宿泊税を充当する事業にせよ、事業費に対しそれらの財源が不足する分について一般財源を充てることを想定しております。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨	
懸念・課題	入湯税に対する意見	入湯税の按分方法について	入湯税の充当状況として、資料の15ページに「充当対象事業費の額で入湯税を按分して充当している」という説明があるが、その按分率のことで確認したい。入湯税充当対象事業費には、環境衛生施設整備費や消防施設整備費などがあるが、ここには基準財政需要額に算入される金額が含まれているのか。入湯税や宿泊税というのは、基準財政収入額に算入されないと認識しているが、そうであれば、基準財政需要額に算入されている費用については普通交付税を含む一般財源を充当し、そうでない部分に入湯税を充当すべきではないか。 確かに、温泉に訪れる入湯者が増えれば、ゴミが増えたり、火事が増えたりすることはあるかもしれない。しかし、環境衛生施設や消防施設は、温泉利用客だけが恩恵を受けるものではないため、一定の金額が基準財政需要額に含まれているのではないか。その分を入湯税の按分対象事業費から控除すれば、もっと観光の基盤整備に充てられる金額は増えると思う。そうすれば、入湯税を基金化する余地も出てくるように思う。
懸念・課題	入湯税に対する意見	入湯税の基金化の可能性について	資料の9ページに、事務局の見解として「入湯税の基金化の余地はない」ということが記載されているが、私も入湯税の基金化は考慮すべきことだと思う。なぜなら、今入湯税と宿泊税のすみ分けを考えているところなので、入湯税の使途もこれまでとは変わる可能性がある。そのような状況で、基金化の余地がないということはないと思う。 現状として、入湯税を充当する事業への按分額を算出する際、基準財政需要額については考慮していません。これは、普通交付税が特定の事業費に対して交付されるものではなく、あくまで一般財源であって、例えば「環境衛生施設整備分としていくら交付されている」というように、特定の事業に充当する性質のものではないためです。 しかし、入湯税の使途については、法に定められた目的の事業に充当することを前提に、制度の趣旨と、納税者や特別徴収義務者にとっての納得感の双方を満たせるよう、充当方法について引き続き検討していく必要があると考えます。 入湯税を基金化するということは、すなわち、これまで入湯税が充当されていた事業には別の財源を充てる必要があるということになります。その財源として宿泊税を充てる場合は、その分の入湯税を基金化する余地は残されていると言えますが、一般財源を充てることを想定する場合は、町全体の事業を含む財政上の調整が必要となります。代替財源を示さずに一般財源の使途について議論することは、基本的には宿泊税導入検討の本旨とは異なるものになると考えます。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨	
懸念・課題	入湯税に対する意見	入湯税の鉱泉源の保護管理費への充当について	現在の入湯税の充当先として、鉱泉源の保護管理費がゼロというのが引かかっている。例えば、大地震が起きて温泉の温度や湯量が変わったりしたときに備え、基金に積み立てておくことも考えられるのではないかな。入湯税なのだから、やはり温泉の管理や維持に使われるのが本来の姿だと思っている。越後湯沢温泉なのに温泉が出なくなりましたというわけにはいかない。 現在、湯沢町の鉱泉源のほとんどは民間事業者が管理しており、鉱泉源の保護管理に要する経費は、事業者の温泉事業収入により賄われるべき状況にあります。したがって、現時点で町が支出すべき鉱泉源の保護管理に要する経費は極めて僅かな額となっています。また、基金への積立については、今後町が鉱泉源の保護管理に何らかの支出を行うという想定のもとに成り立つものですが、それには鉱泉源の管理方法について抜本的な議論が前提となるものであると考えます。
懸念・課題	入湯税に対する意見	入湯税の使途の再検討の重要性について	入湯税を含めて今の湯沢町の財政が運営されているということであり、つまり基本的な自主財源と交付税では賄いきれないような観光施設等が多数あって、今後も入湯税がその分の穴埋めをしなくてはならないということか。 そうであれば、それをお客様の前で言えるのかという視点もある。温泉に入らなかったから入湯税は払いませんという外国人もいる。そういったお客様への対応はすべて旅館がカバーしている。そのような観点からいえば、やはり入湯税が何に使われているのかというのは、グレーゾーンではいけないだろうと私は思っている。 その切り分け作業は難しいとは思いますが、基準財政需要額の中に含まれるような費用に関しては、交付税を充てながら入湯税以外の一般財源で実施してもらいたい。また、基準財政需要額に含まれない観光施設等に関して、本当にこれからどうしていくのかとうことを同時に考えていく必要がある。 そうしなければ、いつまでたっても「砂漠に水」になってしまい、宿泊税が増えたとしても、吸い込まれるようになってしまうという不安の声も聞こえてくる。 入湯税については、法に定める区分に従って適正に充当していますが、より納得感が広がるよう、その充当の考え方については不断の見直しが必要であると考えています。 ただし、入湯税を財源に新たな事業を行おうとすれば、現在入湯税を充てている事業を廃止しない限りは、別の財源が必要になります。そして、そこに例えば宿泊税のような新たな財源を充てない限りは、一般財源を充てるほかありません。 その一般財源も、資料にてお示ししている通り、財政調整基金の残高が目標額に届いていない状況で、余裕があるとは言えない状況です。したがって、入湯税を使って新たな事業を行うことは、現時点では現実的ではありません。 しかし、入湯税の充て方を整理しつつ、宿泊税の導入検討や、ご指摘にあるような観光関連施設等の今後に関する議論も平行して進めていくことで、将来的により納得感のある入湯税の使い方を実現していく必要があると考えています。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨		
懸念・課題	入湯税に対する意見	入湯税の充当事業について	入湯税は、充当対象が広すぎるように感じる。宿泊税については、もっと用途をはっきりさせたい。そこに使われるように広く課税すればいいと思うが、入湯税については用途が幅広過ぎるので、ここを削減してほしいと考えている。この検討委員会で、その議論も進めることを提案したい。	入湯税は、地方税法に定められた費用に充てる必要がありますが、当町においても当然に地方税法の定めに従った事業費に入湯税を充てています。 また、それらの費用は、入湯税だけでは到底賄うことができていないため、入湯税を減額することは現実的ではありません。 ただし、入湯税の充当の在り方については、より納得感を広げられるよう継続的に検討する必要があると考えます。
懸念・課題	入湯税に対する意見	入湯税の特別徴収義務者報償金について	他の自治体で入湯税の特別徴収義務者報償金を検討しているというニュースが出ている。これまでは、入湯税の特別徴収義務者報償金は先例がないためできなかったと聞いているが、いくつかの自治体が検討していると聞いているので検討をお願いしたい。	宿泊税は町が条例により独自に定める法定外目的税に位置づけられるため、町が町内の事業者に対し特別徴収の事務を負担させる立場にあることから、その負担を報償金によって補填することを検討しているものです。 一方で、入湯税は地方税法に定められた法定目的税であり、特別徴収に係る事務は法に基づく義務であることから、その事務負担を町が報償金により補填しなければならない理由が定かではありません。以上により、現時点では入湯税の特別徴収義務者報償金は検討していません。
用途に関する意見	用途の考え方	用途の考え方に加えるべき視点について	宿泊税を使うにあたっては、単に「財源が確保されてよかったね」ということで終わるのか、それとも「この財源を使って、より成長にシフトできるようなものに使っていこう」ということにするのかで大きく変わってくると思う。私は、成長にシフトできるようなものにある程度の割合を使っていく必要があると思っている。 また、そのような視点から言えば、その宿泊税の用途によって、どのくらい成長につながったか、例えば宿泊者数が増えたかというようなことを確認をしていく必要もあると思う。 是非、私の希望としては、この宿泊税の使い方というところに、一定割合「成長に資するもの」というようなものを含めてもらい、成長しようと思っているところに分厚くサポートしていくようなことをやっていただけたらいいと思う。 宿泊人数がどんどん増えて成長していくことで、税率なんて上げなくても税収が増えていくというようになるといいと思っている。	ご意見をうけ、宿泊税の用途を決めるための視点に「成長の視点」として、「観光地として質の向上・発展に資するものであること」を加えることを新たに提案します。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨		
使途に関する意見	使途の考え方	使途の考え方の表現について①	公益性の視点というところで、「地域全体に波及できる」というのがプラスに働くのかマイナスに働くのかが読めない部分がある。考え方は重要だが、どうしてもどこかの地区の事業に充てる際に、別の地区の方が、その地区だけにしか恩恵がないのではないかなと言われかねないため、表現方法等について考慮が必要。	宿泊税が公益的に使われるべきものであるという原則を示した文言ですが、よりふさわしい表現がないか、引き続き検討をお願いします。いずれにせよ、各地区の方々が不公平感を覚えることがないように、幅広く意見を集約できる仕組みを検討することが重要だと考えています。
使途に関する意見	使途の考え方	使途の考え方の表現について②	地域・事業者の視点の部分について、地域の中には住民も含まれるのか。住民という言葉を入れておいた方が良いのでは。表現上、「観光産業」よりも「観光地づくり」等の表現の方が、地域を包含するように思う。	ご意見をうけ、該当の文言を「地域の住民・事業者の視点」「④持続可能な観光まちづくりのために地域の住民や事業者に必要なものであること」に改めることを提案します。
制度設計に関する意見	公平な制度運用	課税標準の算出方法について	宿泊税の税率は、基本的に食事代を含まない素泊まりの宿泊費に課されることになると思うが、この計算の手間が課題になるかと思う。宿泊料金に、館内での飲み代も含めたオールインクルーシブという宿も出始めてきている。経営者は内訳がわかっていても、なかなか表にでないところもあるので、話が進みづらいところもある。 何か良い先進事例などあれば教えてほしい。	先行自治体の例として、食事代を宿泊料金から分離できない場合は、一食あたり宿泊料金の〇％と定めている例があります。また、先行自治体は課税標準となる宿泊料金に含まれるものと含まれないものについても基準を設けて区分しており、湯沢町もそれらに倣った形で簡素かつ公平な制度運用が可能なものと考えています。
制度設計に関する意見	公平な制度運用	公平な制度運用について	民泊だと、部屋売りをやっているところも多いので、一人当たりの料金をちゃんと申告してもらえるのかどうかというのは、公平性の観点から確認が必要だと思う。ほかの自治体の例はあるか。	いわゆる民泊事業者は、住宅宿泊事業法第8条第1項により、宿泊者名簿を作成することが義務付けられていますが、その名簿の記載事項として、住宅宿泊事業法施行規則第7条第3項により宿泊者の氏名・宿泊日等が掲げられています。そのため、いわゆる部屋売りであっても1泊あたりの宿泊人数を把握することができ、他の宿泊施設と同様に宿泊税を算出・申告することが可能です。
制度設計に関する意見	事業者負担軽減	システム導入補助金について	システム導入費補助金について、事務局案では新規導入は対象外とするところがあるが、これを契機にDX化しようとする民宿も出てくるかもしれないし、電子納税しようかと考える小規模事業者もいるかもしれない。それらを考慮した施策にしてみると、小規模事業者の民宿の人たちにとっては「自分たちのことを考えてくれている」という印象になると思う。	第二回検討委員会で提示した事務局案において、新規導入を補助対象外とした理由の一つは、事務局が同時に提案した段階的定額制にした場合に、税額が一律200円となることが見込まれたためです。もし、定率制などやや複雑な計算が必要な制度になった場合にはその限りではなく、実情に見合った制度にする必要があると考えます。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨	
制度設計に関する意見	税率・税額	高付加価値宿泊施設への公平な課税について	第2回資料28ページにある、宿泊料金2万円未満は税額200円、2万円以上は500円という案について。小規模事業者において、素泊まり料金で1万円を超えている事業者はほぼゼロだと思う。そうすると、2万円という基準では、民宿と旅館が一緒の税額になり、民宿からは理解が得られないのではないかと思う。そのような観点からすると、段階的定額制であっても2段階ではなく、白馬村のように4～5段階にした方が、税の公平性という観点からも納得を得やすいのではないか。 ・宿泊税の税率に関しては、高付加価値の宿は、それなりに負担すべきではないかという意見が出ている。決して高い額を払いたいというわけではないが、コロナ禍を境に、旅館の中でも宿泊料金の高い宿とそうでない宿が分かれてきているので、それらが同じ税額でよいのかという議論がある。
制度設計に関する意見	税率・税額	税率設定における条件について	定額制なら賛成、定率制だったら入湯税の減額を検討することを条件に賛成といった意見が出ている。 現状、直ちに入湯税の減額を決定することはできませんが、宿泊税の導入にあたり、入湯税のあり方についても今後見直しを行っていくことは十分に考えられます。地域の事業者の方々に広く納得いただき、かつ現実的に実現可能な条件を探りながら、湯沢町にふさわしい税制のあり方について合意形成を図っていきたいと考えています。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨	
制度設計に関する意見	税率・税額	税率の潮流の変化について	・税率については、他の地域をみてもフェーズが変わってきている。当初は、分かりやすさを重視して一律200円の定額制というのが多かったが、だんだんと段階的定額制が入ってきて、さらに今、定率制の波が大きくなってきている。その一番の要因は、東京都が定率制への移行を内容とする条例改正が可決されており、総務大臣同意等を経て施行される予定となっていることである。また、沖縄県でも公平性の観点から定率制が良いという流れになっている。 これまでの同意事例では定額制や段階的定額制が多かったため、実務上は定額制の方が説明しやすい面があったと考えられる。 ・税率に対する他自治体の潮流の変化というのでも踏まえて議論する必要がある。 ・定率制の可能性はないのか。やはりこれからは人数ではなく、いかに宿泊単価や消費額をあげていけるかが重要になる。そこと連動する定率制の検討もした方がよいと思う。 ・定率制にした場合、例えば県が定額制を導入した場合との兼ね合いも考える必要があるが、野沢温泉村のように長野県の定額制と村の定率制が両立している例も出てきており、現実的な解決方法はあると思う。 第2回で事務局からご提示した段階的定額制の案は、議論のたたき台とするために提案したもので、委員から定率制を含む別の制度が良いのではないかと提案があれば、それを妨げるものではありません。 ご指摘の他自治体の潮流の変化も踏まえ、定率制の導入も視野に議論を深めていただければと思います。
制度設計に関する意見	税率・税額	定率制に近い段階的定額制について	5,000円や3,000円で泊めている宿も、10万、5万で泊めている宿も、同じ200円というのは不公平だという意見はかなり出ている。そのため、定率制に近い10段階の定額制という案が出ている。これは、税額が1円単位になると手間なので、段階的定額制としたものだが、10段階にも分かれているので、実質的に3%の定率制と同じ趣旨である。 定率制を導入している先行自治体では、税額は1円未満切り捨てによって税額を算出しており、これに準じた取り扱いとする場合、円単位の金銭の授受が発生することになります。一方で、定率制にした場合、税額の対応表を参照せずとも電卓で税額を算出可能であるなどのメリットもあります。一概にどちらの負担が大きいかを断じることはできませんが、事業者の方のご意見を伺いながら制度の検討を深めていただければと考えています。
制度設計に関する意見	税率・税額	定率制の公平性について	・公平性を考えたら、定率制が一番公平だと思う。もっとも、申告するにあたっては手間がかかることは確かで、高齢の方が営む民宿で対応できるかという不安もあり、一概に定率制が良いとは言い切れないところもある。 定率制を導入する先行自治体においても、例えば高齢の方が営むような小規模宿泊施設はあり、それらの事業者が対応可能なように制度設計がなされています。実際に、電子システムによらずとも、紙の申告書でも税計算・税申告が行われており、そういった先行事例を参考にすることで、事業者に過度な負担を強いない方法で定率制を実現することは可能であると考えます。

【別紙1】第2回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨		
制度設計に関する意見	特別徴収義務者報償金	2.5%という水準の妥当性について	特別徴収義務者報償金を2.5%というのは、他の地域を見ても最低水準といえるのではないかと。もし、それよりも高い3%という率を設定できれば、他地域に比べても高いということ、地域に説明しやすいかもしれない。	特別徴収義務者報償金の水準は、地域の事業者の納得感を得るためだけではなく、税制度としての公平性や納税者の理解、地域の特性など様々な要素を踏まえて決定されるべきものと考えます。他地域に比べて、徴収事務の負担が大きいということが客観的に示されれば、高い率に設定する必要がありますが、その根拠は丁寧な議論が必要になります。
制度設計に関する意見	特別徴収義務者報償金	宿泊事業者のクレジットカード決済の負担について	クレジットカード決済の場合、事業者は大体3%の決済手数料を負担している。実務上、フロントで「宿泊税だけ現金でください」というのはおかしい話なので、この3%に報償金を充てこむというのは理屈として筋が通っていると思う。ただ、制度上、行政が決済手数料分として報償金を支払うと明言できないことは承知しているので、何か良い表現で理屈を通せばいいと思う。	税の徴収とは、公権力により強制力を伴うものであるため、税制度は、公平かつ中立である必要があります。そのため、税を徴収すること自体が、特定の者(決済代行事業者等)に利することを制度上予定することは、税の公平・中立の原則にそぐわないものと考えられます。よって、税の徴収は、現金にて受領いただくことを制度上予定するべきものとなります。 ただし、あくまで事業者の営業上の判断として、宿泊税を含めた金額をキャッシュレス決済にて受領することを禁じるものではありません。しかし、その営業上の判断により発生した手数料等は、営業活動に伴い発生した費用として、事業者や納税者にご負担いただくべきものと考えられます。 したがって、宿泊税に係る決済手数料を制度上補填しようとすることは、税制度として適当ではないと考えられます。
制度設計に関する意見	特別徴収義務者報償金	電子申告における報償金の加算について	徴収・申告の手間を考えると、電子申告をどんどん進めた方がいいと思っている。また、キャッシュレス決済を導入している事業者は、電子申告ができることが多いと思う。そう考えると、現金のみの取り扱いとしている事業者に、2.5%や3%の報償金を支払う必要はないのではないかと。基本の率を2%にし、電子申告した場合に1%を加算するというようなやり方がいいのではないかと。思う。	特別徴収義務者報償金は、特別徴収義務者が税の徴収事務を担う際に生じる事務負担を補填するために交付するものです。また、電子申告した場合の報償金の加算は、税の申告に係る税務事務の質を向上させることを目的としたものです。その本旨を踏まえたうえで、それぞれの適正な率について議論を深めていただければと思います。